

## 平成29年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等について（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）

### 政治資金監査の結果（概要）

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成29年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた（※）」とされた国会議員関係政治団体の割合は97.9%であった（平成27年分は97.9%、平成28年分は97.8%であり、ここ3年はほぼ横ばいとなっている。）。

	H27年分	→	H28年分	→	H29年分
・総務大臣分	97.8%	→	97.8%	→	97.6%
・都道府県選管分	97.9%	→	97.8%	→	98.0%
合 計	97.9%	→	97.8%	→	97.9%

（※）政治資金監査マニュアルⅦ. 2. に定められている記載例「（1）政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合」又は「（4）収支報告書に支出が計上されていない場合」に該当するもの。

- 引き続き、フォローアップ研修や個別の指導・助言の取組により政治資金監査の質の向上を図ること等を通じ、政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上につなげていく。

<総務大臣分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたもの（記載例(1)又は(4)）	723	97.6%
イ 会計帳簿に記載不備があったもの（記載例(2)）	3	0.4%
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出があったもの（記載例(3)）	15	2.0%
エ 上記イ及びウが複合したもの	0	0%
計	741	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの（記載例(1)又は(4)）	2, 1 1 7	9 8. 0%
イ 会計帳簿に記載不備があったもの（記載例(2)）	7	0. 3%
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出 があったもの（記載例(3)）	3 6	1. 7%
エ 上記イ及びウが複合したもの	1	0. 0%
計	2, 1 6 1	1 0 0. 0%

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの（記載例(1)又は(4)）	2, 8 4 0	9 7. 9%
イ 会計帳簿に記載不備があったもの（記載例(2)）	1 0	0. 3%
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出 があったもの（記載例(3)）	5 1	1. 8%
エ 上記イ及びウが複合したもの	1	0. 0%
計	2, 9 0 2	1 0 0. 0%

注) 割合は各欄ごとに四捨五入して算出しているため、各項目の割合を足し合わせた数値と「計」の割合が一致しない場合がある。